

教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託  
プロポーザル評価要領

- 1 この要領は、教育文化センター機能強化コンセプト構築支援業務委託の企画提案募集における優先交渉権者を選定するためのプロポーザル評価方法について定めることとする。
- 2 評価方法
  - (1) 評価委員  
別紙1「評価委員会委員名簿」のとおりとし、委員の任期は、決定の日から当該委員会に係る企画提案の選定が終了する日までとする。
  - (2) 企画案、事業実施能力等に関する評価  
評価項目及び評価内容は、別紙2のとおりとし、プレゼンテーションの技量は点数化しない。
  - (3) プロポーザル評価の対象  
企画提案者が提出した企画提案書等
  - (4) 優先交渉権者の決定方法  
各委員の別紙2における評価項目1から4までの採点の合計を、評価委員数で除した評価点(100点満点)により順位を付す。採点結果に基づき、優先交渉権者を1者選定する。
  - (5) 複数の同得点者が生じた場合  
複数の同得点者が生じた場合は、評価委員が協議の上、その順位を決定する。
  - (6) 最低基準  
総合評価点の7割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。
  - (7) 応募者が1者の場合の取扱い  
最低基準点を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。
  - (8) 評価における利害関係者の排除  
利害関係者による応募に関しては、評価委員は評価を辞退する(評価に加わらない)こととする。この場合、他の評価委員による点数の平均点を加算する。
- 3 その他
  - (1) 当該評価に関する庶務は教育委員会事務局文化振興課が行うものとする。
  - (2) この要領に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、評価委員が協議の上、決定する。

別紙1

評価委員会委員名簿

委員 区分	職	氏名	備考

※評価委員会委員名簿は非公開とする。

## 【評価項目及び評価内容における評価】

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の評価基準点の合計を100点満点として採点し、評価項目1から3については、各評価委員の採点の合計を評価委員数で除して算出する。

評価項目	評価内容	評価基準点				
		優れている (A)	やや優れている (B)	普通 (C)	やや不十分 (D)	不十分 (E)
1 業務実施体制と進め方について評価する	目標を達成するために最適な能力を有する人材の配置や組織体制を考えているか	15点	12点	9点	6点	3点
2 右の業務内容を行うにあたり、的確性、独創性、妥当性について評価する	実績を活かし先進事例の整理ができるか	10点	8点	6点	4点	2点
	多様な意見を引き出し、まとめるワークショップ支援ができるか	15点	12点	9点	6点	3点
	学生・親子・高齢者等が自然に集まる仕掛けづくりを提案できるか	10点	8点	6点	4点	2点
	地域企業による人材育成へのバックアップ体制を構築できるか	10点	8点	6点	4点	2点
	地域から求められる機能を的確に把握し整理できるか	10点	8点	6点	4点	2点
	コンセプトブック等で、市民にわかりやすい資料を制作できるか	10点	8点	6点	4点	2点
3 スケジュールの妥当性について評価する	次年度以降、事業が効率的に実施できる計画となっているか	10点	8点	6点	4点	2点
4 提案価格に係る評価	見積金額の経済性について、右の通り計算する。	$\left( \frac{-10.0 \times \text{提案価格}}{\text{限度額 (3,179,000)}} + 10 \right) \times 10$ 計算値を小数点以下第2位で四捨五入し、評価点の上限を10点とする。				
計		点/100点				